

議事日程第6号

平成28年12月19日(月)

第1 議案上程(議案第65号から第86号まで)

委員長報告(総務、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第87号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第40号から第44号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(20人)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 巳次郎 | 2番 三浦 一郎 | 3番 米谷 勝 |
| 4番 木元 利明 | 5番 佐藤 誠 | 6番 古仲 清尚 |
| 7番 笹川 圭光 | 8番 安田 健次郎 | 9番 進藤 優子 |
| 10番 吉田 清孝 | 11番 船木 金光 | 12番 船橋 金弘 |
| 13番 畠山 富勝 | 14番 船木 正博 | 15番 中田 謙三 |
| 16番 小松 穂積 | 17番 土井 文彦 | 18番 三浦 桂寿 |
| 19番 高野 寛志 | 20番 三浦 利通 | |

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 加藤 秋男 |
| 副事務局長 | 畠山 隆之 |
| 局長補佐 | 湊 智志 |
| 局長補佐 | 杉本 一也 |

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男
教育長 鈴木 雅彦
総務企画部長 船木 道晴
産業建設部長 佐々木 一生
企業局長 佐藤 盛己
総務課長 目黒 雪子
税務課長 田口 好信
健康子育て課長 福田 ひとみ
福祉事務所長 伊藤 文興
観光商工課長 伊藤 徹
病院事務局長 柏崎 潤一
学校教育課長 吉田 雅美
監査事務局長 三浦 秋広
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 杉本 俊比古
監査委員 湊 忠雄
市民福祉部長 原田 良作
教育次長 木元 義博
企画政策課長 藤原 誠
財政課長 八端 隆公
生活環境課長 山田 政信
介護サービス課長 佐藤 庄二
農林水産課長 武田 誠
建設課長 佐藤 透
会計管理者 菅原 信一
生涯学習課長 鎌田 栄
企業局管理課長 菅原 長
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午後 3時34分 開 議

○議長（三浦利通君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 議事に入る前に、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 議事に入ります前に、特に発言をお許しいただきまして、一言申し上げます。

複合観光施設整備事業につきましては、議員の皆様から、市民の合意形成や事業内容の説明が不十分であるとのこと指摘をいただいております。

しかしながら、私は、この施設は本市の観光振興、産業振興に、なくてはならない重要な施設であると考えております。

また、J R東日本においても、本事業に積極的に協力していただけると伺っております。

本事業の推進につきましては、私は、政治生命をかけて進めてきたものであり、議会のご指摘も踏まえながら、今後も重大な決意をもって取り組んでいく覚悟であります。

何とぞ議員の皆様からも、本市の発展のため、本事業について、ご理解とご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第65号から第86号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第65号から第86号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。13番畠山富勝君

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第65号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第67号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての3件についてであります。

本3案については、関連があることから、一括して議題としたものであります。

初めに、議案第65号についてであります。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて職員の給料月額、勤勉手当の支給割合を改定するとともに扶養手当の額を見直すための各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第66号及び第67号についてであります。

議案第66号は、一般職の職員の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するものであり、議案第67号は、特別職の職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、市の財政調整基金、単年度収支等の状況は、平成27年では6億9千800万円を財政調整基金から取り崩し、単年度収支で3億6千700万円の赤字を出し、平成28年度では、見込みであるが財政調整基金の取り崩しが4億円、単年度で2億7千700万円の赤字、平成29年度については、6億2千万円の経費の抑制を図っても、なおかつ単年度で7千600万円の赤字と見込んでおり、行政改革大綱を見直す要因となっている。行政改革大綱の見直しについては、市民の負担増となるような見直しに対し、議会から意見等が出されていることを踏まえると、市の特別職や議員の期末手当の引き上げを提案することは、いかがなものかと感じている。このような状況の中、本2議案を提案するに至った考えについて伺うとの質疑があり、当局から、特別職の期末手当の引き上げについては、これまで県に準じて引き上げを行ってきたもので、これについては常勤の特別職だけでなく、議会

議員の期末手当に連動するといったこともこれまであり、財政事情等も念頭に入れ、県、他市の状況等を踏まえながら、本2議案を提案するという判断をしたものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、社会情勢や公金着服事件による市内の空気や男鹿市の財政状況を考慮したとき、特別職が引き上げを行うべきではない。一般職に関しては、若年層に重点を置いて、給料月額等を見直すということで理解ができるが、市民感情としては、特別職と議員の手当に関しては違うのではないか。市民は、日常の生活の中で市の財政事情を肌で感じているのではないか。そういう中、特別職、議員の手当を引き上げるとすることは、市民の理解を得られるのは厳しいのではないかなどの意見があったのであります。

以上の審査経過により、議案第66号及び議案第67号については、起立採決の結果、否決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第68号督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本議案は、督促手数料の見直しを行うため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、督促手数料の適正化という理由で自主財源を求めるとしているのが、公共施設等他の使用料等がある中で、なぜ督促手数料だけについて適正化を図るのかとの質疑があり、当局から、督促手数料については、現在、郵送代、用紙代が60円ほどであり、このほか人件費、トナー代等も含めると経費として100円以上要している状況である。地方税法では、納期内納付以外の特定のものについては督促手数料を徴することができるかとされており、他市町村の状況も踏まえて、督促事務の適正化を図るものであり、見直し額は妥当なものと判断しているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、男鹿市は生活保護比率が高い。これは低所得者階層が多いということである。このような少額を引き上げることに固執しないで、別な方法により財源確保を図ることが望ましいのではないか。弱者に対する思いやりという観点から、本議案を撤回する考えはないかと質疑があり、当局から、実質的に人件費を加えると100円を超えるというような実態であり、県内の状況を見ても100円という額は決して高いという額ではないことから、議会の理解を得たいと考えているものである

との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 69 号男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例等を定めるため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 70 号男鹿市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿市長選挙において記名式投票に一本化し、選挙事務の効率化及び執行経費の削減を図るため、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より、記号式投票を実施した目的等について質疑があり、当局から、無効票、疑問票の減少、投票時間の短縮等を図る目的で実施されたものであり、公職選挙法に基づき、比較的候補者が少ない自治体において当該自治体の判断により条例で定め、実施されるものである。現在、男鹿市では、期日前投票者数が伸びており、当日の投票者数が 3 割程度であり、投票用紙が混在することにより開票作業等に時間的デメリットが生じているものである。来年 4 月に執行される秋田県知事選挙と男鹿市長選挙の期日は同一日となるが、市長選のみが記号式投票用紙であり、投票者に対しても混乱が生じるおそれがあることから、記号式投票を廃止するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査の経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 72 号財産の取得についてであります。

本議案は、総合行政情報システム端末を更新するため、平成 28 年 11 月 7 日に指名競争入札を執行した結果、株式会社アイシーエス秋田支店から総合行政情報システム端末 360 台を 2 千 7 2 2 万 6 千 8 0 0 円で取得するものであります。

本案について、委員より、現行契約からの変更、入札状況について質疑があり、当局から、現行契約では端末はすべてリース契約であったが、今回の更新に当たり、端末を購入した場合、経費が抑えられると判断し、指名競争入札により端末購入することによって更新を行うこととしたものである。今回の指名業者については、購入台数が360台と多いことから、市内4業者のほか、男鹿市と取引実績のある県内業者2社と、コンピューター機器類を主たる営業種目としている県内業者9社、合計15社が入札に参加したもので、税抜きの商品価格4千48万2千円に対し、税抜き落札価格は2千521万円で、落札率は62.3パーセントとなったものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の分割取得及び介護時間を新たに規定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。4番木元利明君

【4番 木元利明君 登壇】

○4番（木元利明君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議案第71号男鹿市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてであります。

本議案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の定数を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、定数19人をどのような内容で選出するのかとの質疑が

あり、当局より、国が示した要件は、認定農業者が過半数を占めることである。本条例が可決し、定数19人となれば、10人以上が認定農業者である必要がある。また、懸案事項である女性農業委員については、複数人誕生させたいと考えている。応募が多ければ、市内全域を網羅する形で選出されることになると思うが、地域が偏った形で応募があった場合は、全体を見渡せる人を選出し、市内全域をカバーするような農業委員の体制にしていく必要があるとの答弁がありました。

さらに委員より、現農業委員を優先して選出するののかとの質疑があり、当局より、現農業委員の選出が約束されているわけではない。現委員も応募した上で、さまざまな要件、あるいは地域性等を考慮し選出されることになると思われるとの答弁がありました。

さらに委員より、農業委員選考組織について質疑があり、当局より、評価委員会的な組織を考えており、現在のところ市役所内での設置を考えている。同組織で候補者を評価し、最終的には市長が判断する流れを考えている。今後、公平性を保つ上でも選出方法、基準等を検討したいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿総合観光案内所の指定管理者として、一般社団法人男鹿市観光協会を指定するものであります。

本案について、委員より、これまでも観光協会を指定管理者として指定していたが、過去に指定管理料増額の要望はなかったかとの質疑があり、当局より、指定管理料等の増額の要望はなかったとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿温泉交流会館五風の指定管理者として、男鹿温泉郷協同組合を指定するものであります。

本案について、委員より、指定管理期間をこれまでの5年から1年とした理由につ

いて質疑があり、当局より、市では来年度、男鹿版DMO法人の立ち上げを目指しており、五風は施設利用料、事業収益及び指定管理料等が主な収入となっているが、入場料を徴収するイベント等を開催することも可能であり、それにより収入をふやし、指定管理料を縮減できる可能性があることから、男鹿版DMO法人による指定管理の可能性を検討するため、当面は指定管理期間を1年とするものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、男鹿温泉郷協同組合の代表者は、本市の教育委員でもあるが、問題はないかとの質疑があり、当局より、確かに本市の教育委員であるが、それとは別の立場で男鹿温泉郷協同組合の理事長になっている。契約に当たっては、男鹿市長と男鹿温泉郷協同組合の理事長という立場であるので、問題はないものと考えているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第75号から第85号の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月9日開会し、各補正予算について補足説明を受けた後、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、複合観光施設整備費について。

一つとして、施設完成後の管理運営を予定している運営会社の設立時期及び収支計画書変更の有無について。

二つとして、収支計画書策定のための積算根拠、妥当性について。

三つとして、テナント内の備品等を市が設置する考え方について。

四つとして、施設完成後の市内産業への波及効果及び男鹿ブランド確立の進捗について。

五つとして、6月定例会での予算修正後における市当局の運営会社設立準備の是非について。

六つとして、おが地域振興公社の運営会社に対する出資の考え方について。

七つとして、今後予定のJR用地購入に当たり、レール撤去せずに購入する考え方について。

八つとして、実施計画策定と生涯活躍のまちづくり基本構想とのかかわりについて。

九つとして、施設完成後の指定管理者制度導入と公募のあり方について。

十として、運営責任予定者からのアドバイスを実施設計に取り入れる考え方について。

十一として、施設建設と漁業振興のあり方及び県水産振興センターとのかかわりについて。

十二として、施設建設にかける市長の意気込みと男鹿駅前全体の将来計画について。

第2点として、今期の除雪計画と今後の方針について。

第3点として、10月8日の大雨被害の状況と床下浸水への対策並びに今後整備すべき箇所の把握状況について。

第4点として、平成31年に秋田県で開催予定の全国豊かな海づくり大会の内容と男鹿市への誘致について。

第5点として、元税務課職員による税金横領に対する補てんの考え方について。

第6点として、真山公衆トイレ浄化槽設置工事の内容について。

第7点として、介護保険費、清掃総務費及び常備消防費の減額の内容について。

第8点として、男鹿総合観光案内所指定管理の応募状況と来館者数について。

第9点として、男鹿みなと市民病院に繰り出される負担金、補助金の内容及び今後の経営と不良債務の考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科

会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、議案第76号から第85号までは、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本日の予算特別委員会において、議案第75号平成28年度男鹿市一般会計補正予算第3号の修正案が提出されたものであります。

本修正案は、7款1項6目複合観光施設整備費、補正額2千710万円、全額を減額したもので、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決した次第であります。

また、修正した部分を除く議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番吉田清孝君

○10番（吉田清孝君） 2点ほどお尋ねいたします。

産業建設委員長であります。先ほど、男鹿市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてということで、現行21人の農業委員の方がおりますけれども、これを2人減じるということで19名という内容であります。

議案に対する質疑等でも、農業委員の役割とか今後の活動等について、いろいろ議論があったわけでありましてけれども、非常に昨今の経済情勢、いわゆる財政事情が厳しい中での、いろんな議論をされてきているわけでありましてけれども、そういう中であって、現状ですよ私の認識している21人から2人のみのいわゆる定数削減ということについて、もう少し減らすべきでないかというふうな議論はなかったのかどうか、そこのあたりをお尋ねいたします。

もう一点につきましては、男鹿総合観光案内所、いわゆる指定管理者の指定についてであります。

これが、この5年間というのは499万円、500万円弱、今度これを508万円で指定管理料として、その公の施設である男鹿総合観光案内所を観光協会に経営していただくと。公の目的として船越入り口の観光案内所業務というものについての、観光協会に対する指定管理料としてやっていただくという内容だと思っておりますけれども、

その508万円、過去四百九十何万であったけども、この508万円の積算根拠とい
いますか、どういう形での指定管理料としての算定をされたのか。先ほどの報告に
は、ちょっとなかったように思いますので、そういうふうな議論があったのかどう
か、そこのあたりをお聞かせ願いたいなど。

同じようにですね、男鹿温泉交流会館五風についても192万円、これは1年で、
先ほどは1年のことについてご報告がありましたけれども、百九十何万というその部
分の先ほどと同じように積算といえますか、どういう形でこの管理を委託している
というふうに理解したらいいのかなという部分で、そのような議論があったかどうかお
尋ねをいたします。

○議長（三浦利通君） 木元委員長

【4番 木元利明君 登壇】

○4番（木元利明君） ただいまの議員の質問にお答えいたしますが、2点と感じてお
りますけれどもですね・・・

○議長（三浦利通君） 3点。

○4番（木元利明君） 3点ですか。まず一つ目は、農業委員会の定数に関する件につ
いての質問であります。私ども委員会として、その件についての当局の説明を受け
ながら議論を重ねた経緯ではありますが、先ほど私が委員長報告いたしましたそれ以
外については、議論ありませんでした。それ以上でもないし、以下でもないわけでご
ざいます。ということでありました。

次の指定管理者についての質問であります。これにつきましては、男鹿総合観光
案内所、そして男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定についての質問でありま
すが、それにつきましても当局の説明を受けながら議論を重ねたわけではありますが、先
ほどの委員長報告にありましたとおり、それ以上のものでもありませんし、それ以外
のものでもありませんということの報告にさせていただいたつもりなんです。それ
らをひとつご理解のほど、願いたいと思っております。

以上、委員長報告のとおりでございます。

以上であります。

○議長（三浦利通君） 再質疑、吉田議員。

○10番（吉田清孝君） 委員長報告のとおりということで、私も全部聞いた中で私

は、ただ議論があったかどうかといった部分で、委員長報告の中でなかったの、ああそれじゃあなかったんだなと。例えば、委員長は全部この委員長報告が頭に入っていてこうだと言った部分で今のご答弁だと思いますけれども、じゃあ私は、例えば農業委員会の定数が多いという議論は、今の報告になかったの、そういう議論はなかったということで受けとめて、確認させていただきます。それに対しては、またそれ以上でもそれ以下でもない、ひとつ確認。いわゆる、もっと減らすべきだという意見があったかどうかということ、委員長ね、もちろん委員長報告というのは主旨でやっているけれども、やっぱりあれだけの報告をするのにいろんな議論あって、委員長報告にない部分もあると思うんですよ。委員長報告は、主な点について委員長報告されていく。もしかしたら、そういうふうなことが、全部報告されていると、私そういう、申しわけないけれどもそういうふうになんかちょっと受けとめられないので、極めてこれ大事ですので、いや、委員長報告は質疑のあった全部を報告しているから、それ以上しかないというふうな受けとめて、今これ、委員長報告に対する極めてね、大事なことでありますから、それは後で議論しましょう。今聞きたいことは確認させていただきますけれども、ちょっと先ほどの中で、農業委員が多くてこうだという議論は、そうすると、なかったというふうな受けとめてよろしいか、それに対してお答えを願いたいなと、これ一点。

それから、今と同じような関係で、508万円のいわゆる観光案内所の業務に対する指定管理料としてやっているけれども、基本的に私方508万円と言ったときに、委員会の中で、もうちょっと詳しくその内容について議論、508万円の指定管理料という、これからさまざまな、要するに複合観光施設であれ何であれ、公の施設を設置したときに、一杯ありますよね。温浴ランドは2千200万円の指定管理料、そしてWAOは3千600万円という指定管理料を払っているわけですけども、そういう中において非常に指定管理料の考え方、これに対して幾らですかと、市の方でどういうふうな考えて508万をやったのですかということ、これからも非常に議論されるべきものだと思いますので、今の総合観光案内所についても、そういう議論があったかと。委員長、今こう言ったときに、なかったですはそれはそれでいいです。それ以下もそれ以上もないというようなことが、もうちょっと申しわけないけれども、言葉をざっくりばらんに教えていただき、ちょっとそこをね、私の意を汲んで何か

答弁ありませんか。さっきと同じですか。

○議長（三浦利通君） 木元委員長

【4番 木元利明君 登壇】

○4番（木元利明君） お答えいたします。

先ほどと、やや似たような質問内容になっておりますが、さきの農業委員会の定数等に関しては、今回、制度が変わって推進委員、男鹿市でそれは必要ないということに対する質問はあったやに記憶しております。

それと、19人が多いか少ないか、それについては、委員長報告のとおり、それに対する突っ込んだ質問はありませんでした。

それと、次の質問の中で指定管理料についてなんですが、それについては、多いか少ないかというよりも、積算根拠についても委員の中では、質問なされた方はおらなかったということであります。

そしてまた、その指定管理に至った経緯につきましては、先ほどるる述べさせていただいた内容のとおりでありまして、それ以外の何ものもありませんでした。

以上で答弁といたします。

○議長（三浦利通君） さらに、10番吉田清孝君。

○10番（吉田清孝君） 非常に私は、私の聞いたところについてお答えをいただければなという気持ちで、その部分については了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 10番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

（「議長、議事進行について」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 暫時休憩いたします。

午後 4時15分 休 憩

午後 4時21分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。8番安田健次郎君

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） 私から、議案第68号督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての議案について、本議案に反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

理由は、先ほど委員長の報告で申し上げましたので簡略に申し上げますけれども、その理由の一つは、第1に、督促される市民階層というのは、低所得者や生活困難な方が多いと思えます。いろんな手数料があると思うわけでありましてけれども、この手数料の引き上げは、いわば私に言わせると弱者にしわ寄せとなる改正ではないかということでもあります。

二つ目には、提案項目の中身の問題ですけれども、見直しとあります。行政改革の一環であり、さまざまな見直しが提起されているわけでありましてけれども、この中で一番初めに、この督促手数料の引き上げが行われます。こういう点では、今後予定されている公共施設等の利用料の引き上げにもつながることであり、いわゆる適正化の名目の税の公平性は、逆に不公平に拡大されるという懸念であります。

第3に、区分の中身であります。

区分で自主財源の確保とあります。財源の確保の金額は、予算上から見ると、いわゆる40円引き上げても、そんなに多額のお金ではないという話でありますけれども、私はむしろ、そのぐらいの少ない額でありましたら、他の行政の節約を十分に果たせば、そんなにこの督促手数料を引き上げなくともいい金額ではないかと考えます。

第4に、他市では無料のところもあります。その点では、今回の引き上げは、どうしても反市民的であると考えますし、何よりも行政の信頼を損なう非常に不満の出る可能性のある手数料の引き上げだと思えます。

以上、簡略に申し上げましたけれども、この点でのこの議案については、廃案に私はすべきだと思えます。議員各位のご賛同を心からお願いして討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 次に、16番小松穂積君の発言を許します。16番小松穂積君

【16番 小松穂積君 登壇】

○16番（小松穂積君） 私は、先ほど予算特別委員会で一部修正を妥当と認めるということの反対、第75号について賛成の立場で討論を申し上げます。

先ほどの予算特別委員会で反対の立場から、せっかくの未来プロジェクトの2億円は有効活用したいと思って2年半議論を重ねました。その中で男鹿市全体のため、男鹿駅周辺や船川の町なかの、このままにしておいてはいけないということで、総論についてはほとんど反対はなかったというふうな発言がございました。

もう一つは、議会と市民と納得できる複合観光施設でなければならない、そういう意味で反対するというふうなことで、実は予算特別委員会ではそのような形になっておりました。

その中身をかながみますと、ちゃんとしたものをつくってほしいんだという、その方の発言の要旨であったというふうにとらえております。

私といたしましては、今12月の定例会一般質問におきまして、市長に対し、議会との関係はどうなるのかということ質問させていただきました。市長は、こう述べております。私が最重要課題として認識している複合観光施設の整備につきましては、観光を初め農業、漁業、商業などの産業振興と雇用創出に取り組み、市全体の活性化につなげるものとして、秋田県市町村未来づくり協働プログラムを活用し、実施することにしたものであり、県では、県全体の観光戦略に資するとして、県と市で構成されるプロジェクトチームにおいて事業構想を練り上げ、成案が策定されたものでありますと答弁されております。

男鹿市プロジェクト事業については、秋田県市町村未来づくり協働プログラムの計画期間である平成31年度以降も、引き続き県から支援を得られるものと認識しております。このように述べております。

JRのことについても、終着駅の男鹿駅を生かした観光誘客作戦を展開する、この複合観光施設の相乗効果を述べられております。

また、複合観光施設の整備は、市の保有する豊富な資源を生かすための最重要課題と認識しており、市の将来のため、ぜひとも必要であるとの信念のもとに、この計画に参画される事業者の方々や市民の皆様と一体となって取り組んでまいりますと述べております。

先ほどちょっと議論もありましたけれども、冒頭、市長の重大発言もありました。このことを踏まえまして、私ども議会といたしましては、今後できる私たちの考え方、あるいは意見の出し方としては、まだまだ出資金の問題、あるいは設計ができ上がり、工事請負契約、それぞれの判断する場所があるわけでありまして、したがって、それぞれの個々の議員の思い、それは一般質問や皆さんのそれぞれのバックボーンの方々の話の中でとらえることは何ら差し支えないわけでありまして、一般質問を通じ、それぞれ市民の皆さんの代表として、私たちそれぞれの議員同士が当局に対し意見を述べ、そして男鹿の未来のために、市民の皆さんのために議論を重ねてまいってきておる次第でございます。したがって、そのことを踏まえ、私といたしましては、これからもさまざまな機会があると思っておりますし、事業の加除への具体的な意見も、この後もまたできるものというふうに思います。その推移を見守ることが肝要であるというふうに思います。

先ほど予算特別委員会で産業建設委員長の報告でも、新たなことについてはる説明がございました。そのようなことを踏まえまして、私どもは、今、何をしなければいけない、今、どういう判断をしなければいけない、そのことについて予算特別委員会では討論ありませんでしたけれども、修正に対する賛成はありましたけれども、私は委員会もさることながら、本会議という立場で自己の意思を述べ、そして未来の男鹿のため、そして今、私たちが置かれている立場の中で、ひとつこのプロジェクト事業をぜひとも進めてまいりたい、運営出資会社もできつつあります。皆様方にご迷惑もかけることもできません。どうぞ市当局も、そして参画される運営の皆様方も、一緒になって物事を成功するように進めていただきたく思うところでございます。したがって、そのことを踏まえ、私は議案第75号平成28年度男鹿市一般会計補正予算第3号について、すべてを賛成するよう、同僚の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました議案第68号督促手数料の見直しに伴う関

係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がございました議案第75号平成28年度男鹿市一般会計補正予算第3号についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は修正であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。修正に対する賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立少数であります。よって、修正案は否決でありますので、原案について採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって・・・

(「議長、ちょっと言い回しがわからないので、わからないで採決できなかった人がいる・・・、もう一度採決やってください。はっきり決めてください。」という者あり)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

ちょっと休憩いたします。

午後 4時34分 休 憩

午後 4時36分 再 開

○議長(三浦利通君) 再開いたします。

次に、議案第66号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本件は、原案のとおり

決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立少数であります。よって、議案第66号は、否決されました。

次に、議案第67号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立少数であります。よって、議案第67号は、否決されました。

次に、議案第71号男鹿市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、第69号、第70号、第72号から第74号まで及び第76号から第86号までを一括して採決いたします。本17件に対する委員長の報告は可決であります。本17件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、第65号、第69号、第70号、第72号から第74号まで及び第76号から第86号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第87号が

提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第87号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第2、議案第87号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第87号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市人権擁護委員の伊藤幸子氏が平成29年3月31日をもって任期満了となることから、その後任として天野綾子氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第87号について採決いたします。天野綾子氏の人権擁護委員の推薦

については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。議案第40号から第44号までが提出されました。この際、本5件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議案第40号から第44号までを一括上程

○議長(三浦利通君) 日程第3、議案第40号から第44号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第40号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

議案第41号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

議案第42号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度の継続を求める意見書

議案第43号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書

議案第44号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書

○議長(三浦利通君) お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3

項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本5件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませぬか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第40号から第44号までを一括して採決いたします。本5件については、原案のとおり決することにございませぬか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第40号から第44号までは、原案のとおり可決されました。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて(5局長通知)」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取り組みについて(6局長通知)」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定(2014年改正)では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求

められています。看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国、秋田県に要望します。

- 1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- 2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3、患者・利用者の負担軽減をはかること。
- 4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 高市早苗様
文部科学大臣 松野博一様
秋田県知事 佐竹敬久様

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、2025年の必要病床数の推計結果が発表され、国についての2025年の推計必要病床数は約115～119万病床であり、既存病床数と比べると約15万～19万病床少なく、今後、大幅な削減を求められることが懸念されるところです。

地域の医療提供体制の確保は、国民のいのちと健康を守り、安心して生活するための最重要課題であり、今後もその必要性は変わらないものです。

持続可能な社会保障制度の確立は必要ではあるが、国が一方的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失につながり、結果的に地域の医療提供体制の崩壊をまねくこととなります。

よって、国は、都道府県が策定する「地域医療構想」が、地域の実情に応じた現実的な内容となるよう推計方式の抜本的な見直しを行うことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 高市早苗様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

経済産業大臣 世耕弘成様

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり
現行制度の継続を求める意見書

経済的な理由で必要な受診ができない方が増えている。秋田県保険医協会が加盟する全国保険医団体連合会が会員医療機関に対して行った調査（医科4,059件、歯科1,995件）では、39.8%の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験している。さらに、45.9%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えている。未収金があったと答えたのは、医科で52.0%、歯科で45.6%と全額回収できたのは3割程度である。（「2015年受診実態調査」）。

「必要な検査を断る」「薬がなくなっているのに受診しない」「入れ歯やかぶせ物の処置をためらう」・・・これが患者さんの姿です。

本年6月2日に公表された、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)では、社会保障分野において、「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」をはじめとする改革を進めるとしています。財務省・財政制度等審議会は改革の方向として、(1)「受診時定額負担」の導入、(2)後期高齢者の窓口負担の2割化、(3)高額療養費制度の限度額の引き上げ、(4)市販類似薬の保険はずし、(5)入院時の居住代の徴収拡大など、さらなる患者負担増をもたらす制度設計を提言しています（『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議（2016年5月18日）、「平成28年度予算の編成等に関する建議（2015年11月24日）」）。

さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫する。必要なことは今でも重い患者負担を軽減することです。

今後、患者負担のあり方について、厚労省・社会保障審議会医療保険部会等の関係審議会で審議され、2017年度に法案提出も含め、「具体的な措置を講ずる」としています。

関係省庁、関係審議会におかれては、さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように慎重な審議を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 高市早苗様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の
株式運用の見直しを求める意見書

高齢者があてにできる唯一の収入が年金です。その年金が3年連続減額されたのに加え、マクロ経済スライドの発動により今後30年間にわたって毎年減額されようとしています。さらに、この秋の第192回臨時国会では物価上昇時でも賃金が下がれば年金支給額を引き下げる新たな法案が提出されました。政府試算でも国民年金（基礎年金）満額受給者6万5千から2千円（3%）の減額になるとされています。

現在の年金受給者3991万人の4割弱が月額10万円未満です。平成27年4月の老齢基礎年金は満額でも年78万100円、月6万5千円です。基礎年金のみの方は767万人で月額平均5万円弱、無年金者は118万人にのぼります。これ以上の年金減額には耐えられません。

一方、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、2015年度の5兆3千億円余の赤字に続いて、16年4～6月の3カ月でも15年度に匹敵する5兆2342億円の赤字となっていると発表しました。政府はアベノミクスの成長戦略として2

014年10月、年金積立金の株式運用を従来の24%から50%に拡大し、その結果、莫大な運用損をもたらしました。GPIFは「短期的な運用損は年金額に影響しない」と弁明していますが、運用損が今後も続いた場合、将来の年金額の減額や現役の保険料の引き上げにつながる懸念は拭えません。

国民の貴重な財産である積立金は、本来、安全、確実に運用されるべきであり、乱高下する株価に左右される運用は危険極まりないものです。年金積立金の安定的な運用をはかるため大企業や金融業の株価の下支えの歪んだ運用基準を見直し、リスクの少ない国内債券を中心とした運用基準に戻す必要があります。

若い人も高齢者も現在および将来にわたって安心・安定して暮らしていくために年金制度改善と積立金の株式運用の見直しを求め下記について強く要望するものです。

記

- 1、毎年下げ続けるマクロ経済スライドは廃止すること。
- 2、年金の支給開始年齢引き上げや、さらなる年金額の引き下げの改悪はやめると。
- 3、安心の老後を保障するため、全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現すること。
- 4、大企業や金融業の株価の下支えの歪んだ運用基準を見直し、リスクの少ない国内債券を中心とした運用基準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書

2000年に「介護の社会化」をめざし制定された介護保険制度は高齢化が進む中で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるための制度とするために充実・改善をすることが求められています。

現在、政府内で、2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられています。

介護保険の目的は高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることと同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにあります。給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」を増やしてしまうことになりかねません。また、家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものです。

これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備こそ求められています。

このような情勢を踏まえ、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善するため下記について強く要望するものです。

記

- 1、生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
- 2、家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと。
- 3、介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化をはかること。
- 4、以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 4時46分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 土 井 文 彦

議 員 三 浦 桂 寿